

## 美の魅力発信プランの中間見直しについて

### 1 趣旨

現在の「美の魅力発信プラン」の目標年度である令和7年度に向けて、取組3年目に当たることから、喫緊の課題のみ対応し再オープンした、美の魅力発信の核となる美術館の課題や文化観光拠点施設としての認定、博物館法改正などの状況の変化などを踏まえ、美の魅力発信の一層の推進を図るため、中間見直しを行う。

### 2 プランの位置づけ

今後の新たな展開に向けて、県立美術館の事業運営の方針等も含めた、美の魅力発信に関する全体計画。

### 3 経緯

令和3年3月 美の魅力発信プラン 策定  
令和3年6月 滋賀県立美術館 再オープン

### 4 プランの期間

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)までの5年間

### 5 検討の進め方

滋賀県立美術館協議会美術館魅力向上検討部会(※)での検討を軸に、県庁関係部局との連携を図るとともに、関係団体、県民等との対話を重ねながら検討を進める。

※ 美の魅力発信プランに基づき、美術館のさらなる魅力化に向けて機能向上の方向性を検討するため設置。

### 6 スケジュール(案)

令和5年6月 第1回滋賀県美術館協議会美術館魅力向上検討部会(現状と課題整理)  
8月 滋賀県文化審議会(2年間の実績総括)  
9月 第2回滋賀県美術館協議会美術館魅力向上検討部会(取組項目の整理)  
10月 常任委員会報告(部会の検討状況を踏まえたプランの見直しの方向性)  
11月 第3回滋賀県美術館協議会美術館魅力向上検討部会(方針のとりまとめ)  
令和6年3月 常任委員会報告(部会の検討結果と中間見直し(案)報告)  
プラン中間見直し・公表

【参考】博物館法改正(令和5年4月1日施行)

博物館の事業として、「デジタル・アーカイブの作成・公開」、「関係機関および民間団体と連携」、「文化観光の推進」が新たに加えられた。